

介護保険料率について

2008.02.29
(PCA Dream21)

I. 介護保険料率の引き下げ

政府管掌健康保険の介護保険料率が、平成20年3月分保険料（平成20年4月30日納付期限分）から、1000分の11.3になります（現在は1000分の12.3）。

今回の介護保険料率の引き下げは、現在のプログラムで介護保険料率の変更をすることにより対応できますので、**新しいプログラムの発送はありません**。料率変更の方法は、以下を参照してください。

なお、健康保険組合に加入されている方は、ご加入の健康保険組合に介護保険料率をご確認ください。健康保険組合からの通知などで介護保険料率に変更があるときは、以下の操作をしてください。

II. 介護保険料率の変更方法

以下の操作の前に、必ずデータのバックアップを行ってください。

- ① 「前準備」－「法定情報の登録」を選択して、新しい介護保険料率を適用する期間（履歴）を作成します。**※履歴管理しない場合、この操作は不要です。**

新しい期間は、保険料を徴収する時期により決定します。

1) 3月分保険料を4月給与で徴収（翌月徴収）のとき

4月1日を新しい期間の開始日とします。

※3月に賞与があるときは、期間を“3月1日～31日”と“4月1日～”に分けて登録します。

2) 3月分保険料を3月給与で徴収（当月徴収）のとき

3月1日を新しい期間の開始日とします。

履歴作成のしかた

（例：4月1日を開始日とする履歴を作成する場合）

選択されている使用期間が、平成20年4月1日を含んでいることを確認します。この状態で [履歴登録] ボタンをクリックすると、[更新基準日の変更] 画面が表示されますので、“平成20年4月1日” を入力して [OK] をクリックします。

この結果、3月31日以前の期間と4月1日以降の期間の履歴が作成されます。

- ② 「法定情報の登録」画面で、[使用期間] 欄が変更後の期間（例：平成20年4月1日～）であることを確認し、給与（賞与）の [健康保険+介護保険] または [介護保険] 欄に新しい保険料率を入力します。

例1) [健康保険+介護保険] の場合は、[47.15 / 1000] → [46.65 / 1000] へ変更します。

保険料率(M):		被保険者負担	事業主負担
給	健康保険	41.000 / 1000	41.000 / 1000
	健康保険+介護保険	46.650 / 1000	46.650 / 1000
与	厚生年金	74.980 / 1000	74.980 / 1000
	厚生年金基金(男)	0.000 / 1000	0.000 / 1000
	厚生年金基金(女)	0.000 / 1000	0.000 / 1000

例2) [介護保険料率] の場合は、[6.15 / 1000] → [5.65 / 1000] へ変更します。

保険料率(M):			
	被保険者負担	事業主負担	
給	健康保険	41.000 / 1000	41.000 / 1000
	介護保険	5.650 / 1000	5.650 / 1000
与	厚生年金	14.300 / 1000	14.300 / 1000
	厚生年金基金(男)	0.000 / 1000	0.000 / 1000
	厚生年金基金(女)	0.000 / 1000	0.000 / 1000

※健康保険組合にご加入の場合は、その組合より通知された介護保険料率に変更してください。

※賞与の介護保険料率も同様に更改してください。

※3月分保険料を4月給与で徴収（翌月徴収）している場合で、3月賞与があるときは、給与と賞与で介護保険料率を更改する期間は異なります（①参照）。

- ③ 入力後、[健保厚年料額表] ボタン（または [操作] - [健保厚年料額表]）をクリックして介護保険料を確認し、登録します。
- ④ 「前準備」 - 「マスター確認リスト」を選択し、[業務別マスター] - [法定情報] を選択します。基準日を、新しい介護保険料率を適用した期間に指定して、法定情報の内容が正しく更新されているかを確認してください。

以上で、更改の操作は終了です。該当期間になりますと、従業員の介護保険料が更改になります。